

出張 相談

7/10 (月)

10:00~

16:00

○経営相談 ○労務管理
相談 ○最低賃金引上げ
を支援する業務改善助成
金等

中小企業事業主の

みなさん

ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！



松江市総合体育館会議室（松江市学園南1-21-1）において行われる「労働保険年度更新申告書相談受付」の会場内において出張相談窓口を開きます！！ぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】

島根県最低賃金総合相談支援センター

〒690-0886 松江市母衣町55-4 (一社) 島根県経営者協会内

電話番号：0120-20-2621

ホームページ：<http://www.shimanekeikvo.com/>



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業 (都道府県労働局委託事業)